

津市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る助成事業実施  
要綱

平成18年1月1日訓第143号

改正 平成26年5月30日訓第35号  
平成26年10月31日訓第87号  
平成28年3月31日訓第39号  
平成28年7月29日訓第60号  
令和3年3月29日訓第20号  
令和7年10月28日訓第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が低所得者で特に生計が困難であるものに対して利用者負担額を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対して所要の助成を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人等 社会福祉法人又は市町村（本市を除き、一部事務組合及び広域連合を含む。）のうち、利用者負担額の軽減措置を行うことを三重県及び本市に申し出た者をいう。
- (2) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者又は法第7条第4項に規定する要支援者に該当すると認められた被保険者をいう。
- (3) 市町村民税非課税世帯 当該年度（4月から6月までにおいては、前年度）における市町村民税がすべての世帯員について課されていない世帯をいう。
- (4) 生活保護受給者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。
- (5) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額をいう。

- (6) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。
- (7) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護をいう。
- (8) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。
- (10) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。
- (11) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。
- (12) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。
- (13) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。
- (14) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
- (15) 複合型サービス 法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。
- (16) 介護福祉施設サービス 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスをいう。
- (17) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。
- (18) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。
- (19) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- (20) 第1号訪問事業 法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。
- (21) 第1号通所事業 法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- (22) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。
- (23) 居住費 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスの提供に伴い要する居住費をいう。
- (24) 滞在費 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に伴い

要する滞在費をいう。

- (25) 宿泊費 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に伴い要する宿泊費をいう。
- (26) 利用者負担額 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）に定める単位により算定した額の100分の10に相当する額とサービスの提供に伴う宿泊費、滞在費又は居住費及び食事の提供に要する費用の合計額をいう。

（対象者）

第3条 軽減の対象となる利用者（以下「対象者」という。）は、本市が行う介護保険の要介護被保険者等で、市町村民税非課税世帯に属し、かつ、次の各号のいずれにも該当するもののうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めるもの及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間の収入の額が、単身世帯の場合にあっては150万円、それ以外の世帯の場合にあっては150万円に利用者以外の世帯員1人につき50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が、単身世帯の場合にあっては350万円、それ以外の世帯の場合にあっては350万円に利用者以外の世帯員1人につき100万円を加算した額以下であること。
- (3) 対象者の属する世帯が居住に要する家屋その他の日常生活に必要な資産以外の資産を有していないこと。
- (4) 十分な資産を有する親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

（対象サービス）

第4条 利用者負担額の軽減に係る介護保険サービス（以下「対象サービス」という。）は、社会福祉法人等が行う対象者の利用に係る次に掲げるサービス（第1号から第8号まで、第10号及び第12号から第16号までのサー

ビスにあつては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。)とする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 複合型サービス
- (11) 介護福祉施設サービス
- (12) 介護予防短期入所生活介護
- (13) 介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 第1号訪問事業
- (16) 第1号通所事業

2 前項の規定にかかわらず、生活保護受給者は、前項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げるサービスに係る個室の居住費及び滞在費についてのみを軽減の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第3号、第9号、第11号及び第12号に掲げるサービスに係る居住費又は滞在費及び食費にあつては、法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費（以下「特定入所者介護サービス費」という。）又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護予防サービス費」という。）が支給されている場合に限り軽減の対象とする。

（適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる利用者負担額の軽減は、行わないものとする。

- (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する市町村民税非課税世帯に属する者であつて課税年金収入額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収

入金額をいう。)及び合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額が80万円以下のものの利用者負担額(居住費又は宿泊費及び食費に係る利用者負担額を除く。)及び旧措置入所者に係る介護福祉施設サービスに係る利用者負担割合が100分の5以下の者の利用者負担額(ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額を除く。)

(2) 障害者訪問介護利用者に対する支援措置事業に基づき訪問介護に係る利用者負担額の軽減措置の適用を受ける者に係る訪問介護に係る利用者負担額

(適用関係)

第6条 対象者が法第50条及び第60条の規定による保険給付の割合の変更による利用者負担額の減免を受けることができる者に該当する場合においては、この要綱に係る社会福祉法人等による軽減を受けた方が利用者負担額が低くなる場合に限り、この要綱を適用するものとする。

2 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費及び法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費並びに法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行う。

3 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関

係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について本事業に基づく軽減制度を適用するものとする。

(確認の申請等)

第7条 対象者としての確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に介護保険被保険者証その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するとともに、申請者が対象者に該当すると決定した場合にあっては、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（第3号様式。以下「確認証」という。）を当該申請者に併せて交付するものとする。

(確認証)

第8条 確認証の有効期限は、確認証を交付した日の属する年度の翌年度（確認証を交付した日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、当該月の属する年度）の7月31日までとする。

(確認証の更新)

第9条 確認証の交付を受けた者は、有効期限の満了後においても引き続き対象者としての確認を受けようとする場合は、確認証の更新の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、有効期限の満了日の30日前までに申請書に確認証及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を決定通知書により申請者に通知するとともに、引き続き対象者に該当すると決定した場合にあっては、確認証を当該申請者に併せて交付するものとする。

(確認証の再交付)

第10条 確認証を紛失し、又は破損した者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証再交付申請書（第4号様式）を速やかに市長に提出し、確認証の再交付を受けなければならない。この場合において、破損した確認証は、

当該申請書に添付するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、速やかに確認証を再交付するものとする。

3 確認証を紛失した者は、確認証の再交付を受けた後において、紛失した確認証を発見したときは、直ちに発見した確認証を市長に返還しなければならない。

(確認証の返還)

第11条 確認証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに確認証を市長に返還しなければならない。

(1) 確認証の交付を受けた者が本市の介護保険に係る被保険者でなくなったとき。

(2) 第3条各号に該当しなくなったとき。

(3) その他確認証を必要としなくなったとき。

2 市長は、確認証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、確認証を返還させることができる。

(1) 確認証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により確認証の交付を受けたとき。

(軽減及び助成の方法等)

第12条 確認証の交付を受けた者は、対象サービスの利用に当たっては、事前に社会福祉法人等に確認証を提示するものとする。この場合において、確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、確認証に記載されたところにより利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金の受給者にあつては2分の1、生活保護受給者にあつては全額）に相当する額を減額するものとする。

2 助成は、別表に定めるところにより算出した助成額を利用者負担額の減額を行った社会福祉法人等に支払うことによりこれを行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る助成事業実施要綱（平成13年津市訓第32号）、社会福祉法人

等による利用者負担額の減免措置に係る支援事業実施要綱（平成13年久居市訓令第4号）、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減措置に係る支援事業実施要綱（平成13年河芸町要綱第4号）、社会福祉法人等による利用者負担額の減額措置に係る支援事業実施要綱（平成13年芸濃町要綱第3—1号）、社会福祉法人等による利用者負担額の減額措置に係る支援事業実施要綱（平成13年美里村告示第20号）若しくは社会福祉法人等による利用者負担額の減額措置に係る支援事業実施要綱（平成13年安濃町要綱第18号）又は解散前の社会福祉法人等による利用者負担額の減額措置に係る支援事業実施要綱（平成13年一志地区広域連合訓令第1号）（以下これらを「合併前の要綱等」という。）の規定により交付された確認証は、この訓の相当規定により交付された確認証とみなす。

- 3 この訓の施行前に合併前の要綱等の規定により確認証の交付を受けた者に係る利用者負担額の軽減については、なお合併前の要綱等の例による。
- 4 前項の規定により利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人等に対する助成額については、なお合併前の要綱等の例による。
- 5 前3項に定めるもののほか、合併前の要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年5月30日訓第35号）

- 1 この訓は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この訓の施行の際現に改正前の津市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る助成事業実施要綱第7条第2項の規定により交付されている確認証は、改正後の津市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る助成事業実施要綱第7条第2項の規定により交付された確認証とみなす。

附 則（平成26年10月31日訓第87号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓第39号）

- 1 この訓は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この訓の施行の際現に改正前の津市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る助成事業実施要綱第7条第2項の規定により交付されている確認証は、改正後の津市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る助成事業実施要綱第7条第2項の規定により交付された確認証とみなす。

附 則（平成28年7月29日訓第60号）

この訓は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日訓第20号）

この訓は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月28日訓第61号）

- 1 この訓は、決裁の日から施行する。
- 2 この訓の施行の際現に改正前の津市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る助成事業実施要綱第7条第2項の規定により交付されている社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証は、改正後の津市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る助成事業実施要綱第7条第2項の規定により交付された社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証とみなす。

別表（第12条関係）

減額法人	公費助成額
<p>地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を設置する社会福祉法人</p>	<p>社会福祉法人が利用者負担額を軽減した総額のうち、当該法人が本来受領すべき利用者負担収入（減額の対象サービスに係るものに限る。）の10%を超える部分については、全額公費助成額とし、それ以外の部分については、本来受領すべき利用者負担収入の1%を超える部分の2分の1を公費助成額とする。</p>
<p>上記以外のもの</p>	<p>利用者負担額を軽減した総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入の1%を超える部分の2分の1を公費助成額とする。</p>

第1号様式（第7条、第9条関係）

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証交付申請書

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号						
			被保険者番号						
生年月日	年 月 日								
住所	〒 ー 電話番号 ( )								
介護老人福祉施設の所在地及び名称(※)									
世帯構成		氏名	生年月日	被保険者との関係	生計中心者に○を付けてください				
		世帯主							
世帯構成		世帯員							
<p>(宛先) 津市長                  上記のとおり社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証の交付申請をします。                  なお、申請に際し、被保険者及び負担能力のある親族の住民税課税状況の調査を津市が行うことを承諾します。                  年 月 日                  〒 ー                  住所                  申請者 電話番号 ( )                  氏名</p>									

※（地域密着型）介護老人福祉施設に入所されている方のみ記入してください。

津市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

第2号様式（第7条、第9条関係）

社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書  
（社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置）

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請について、津市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度に係る助成事業実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者 氏 名		被保険者 番 号																		
-------------	--	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決 定 年 月 日	年 月 日	
決 定 事 項		
1 承認する	適用年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日
	確認番号	
2 承認しない	(理 由)	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第3号様式その1 (第7条—第12条関係)  
(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証             </div>	
交付年月日                      年    月    日	
確認番号	
受給者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日                      年    月    日
介護保険被保険者番号	
適用年月日	年    月    日から
有効期限	年    月    日まで
軽減割合	／100
発行機関名及び印	津市                      印 電話

(裏)

注 意 事 項	<p>一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提示してください。</p> <p>二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業です。</p> <p>三 この確認証は、三重県及び津市に軽減を行うことの申出のあった事業者のみ有効です。</p> <p>四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用については、食費及び居住費（滞在費又は宿泊費）に限る。）が前面に記載されている軽減割合により軽減されます。</p> <p>五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、軽減措置の要件に該当しなくなったとき、又は確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を津市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、津市にその旨を届け出てください。</p> <p>七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。</p>
---------	--



第4号様式（第10条関係）

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証再交付申請書

（宛先）津市長

次のとおり申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名	印	本人との関係	
申請者住所	電 話		

※申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号										
	フリガナ										
	被保険者氏名						生年月日	年 月 日			
	住 所	電 話									

再交付する証明書	社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証
申請の理由	1 紛失・焼失 2 破損・汚損 3 その他（ ）